

令和4年度 技能労務職給料表の作成について

技能労務職給料表の本年の公民較差に基づく給与改定に関しては、この間の経過を踏まえ、行政職給料表の改定との均衡を考慮した改定を行うこととし、改定手法についても行政職給料表と同様とする。

[1級]

- ・行政職給料表1級及び2級との均衡を考慮し、初任給の基幹7号給までを7,000円の引上げ、次の基幹8号給から21号給まで改定率を0.17%ずつ逡減させ、モデル昇給で35歳時点に適用される基幹22号給で行政職給料表の4級以下の平均改定率である2.06%の引上げとした。モデル昇給で36歳時点に適用される基幹23号給以上は定率である2.04%の引上げとした。

[2級]

- ・行政職給料表3級との均衡及び昇格時の昇格対応とのバランスを考慮し、基幹1号給は、1級の基幹22号給に対応するため4,600円の引上げとし、次の基幹2号給以上は、1級のモデル昇給で36歳時点に適用される基幹23号給以上に対応するため、定率である2.04%の引上げとした。

[3級]

- ・行政職給料表4級との均衡を考慮し、基幹1号給以上は、2級のモデル昇給で36歳時点に適用される基幹2号給以上に対応するため、定率である2.04%の引上げとした。

次に、給料月額総額に対して、行政職給料表4級以下の平均改定率を乗じて得た額を、最終的な改定原資とした。

			技能労務職最終改定原資	
1,095,925,700	×	2.06%	=	22,576,069
給料月額総額		行政職給料表		
		4級以下平均改定率		

給料表構造を維持するための立上調整については、これまでどおりマイナスで行い、立上調整後、残った原資を最終調整に使用することとする。

立上調整の内容については次のとおりである。

○同一級内の昇給間差額（昇給カーブを現行から変更しないこと）

各級において同一級内のバランスを保つ観点から、新たな双山が発生しないように調整を行った。

1級は基幹15号給から17号給まで、基幹23号給から25号給まで及び基幹36号給から45号給までに、マイナス100円からマイナス400円までの調整を行った。

2級は基幹10号給及び15号給から22号給までに、マイナス100円又はマイナス200円の調整を行った。

3級は基幹4号給及び基幹5号給に、マイナス100円又はマイナス200円の調整を行った。

残った原資の配分については、給料表構造を維持しつつ、次の順序で配分を行った。

- ① 立上調整（マイナス）を行った1級の基幹号給に対して給料表構造を維持する範囲で復元するため、基幹14号給から25号給まで及び基幹33号給から45号給までに、プラス100円からプラス400円までを配分。
- ② 改定額の上下関係のバランスを考慮して、3級の基幹4号給にプラス100円を配分。この配分に伴い、昇給間差額に新たな双山が発生したため、基幹5号給及び基幹6号給にそれぞれプラス100円を配分。

③ 改定額が 5,200 円未満の基幹号給に対して 5,200 円になるよう配分。

1 級は基幹 21 号給から 31 号給までに、プラス 100 円からプラス 400 円までを配分。この配分に伴い、昇給間差額に新たな双山が発生したため、1 級の基幹 19 号給から基幹 21 号給まで及び基幹 32 号給にプラス 100 円からプラス 300 円までを配分。

2 級は基幹 1 号給から 4 号給までにプラス 100 円からプラス 600 円までを配分。この配分に伴い、昇給間差額に新たな双山が発生したため、基幹 4 号給及び基幹 5 号給にそれぞれプラス 100 円を配分。

最終改定原資の範囲内となるよう調整等を行った結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

(単位 改定額：円 改定率：%)

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
1 級	1,881	7,000	5.48	5,500	2.03	5,534	2.10
2 級	1,418	5,200	2.23	6,800	2.04	6,068	2.02
3 級	506	5,700	2.05	7,200	2.04	7,041	2.04
平均	3,805					5,933	2.06

なお、再任用職員については、行政職給料表との均衡を考慮して平均改定率での改定を実施した。